

令和元年度 第2回環境担当者研修会開催

1. 開催日時：令和元年度 11月12日（火） 13:30～16:30 南部地区
令和元年度 11月13日（水） 13:30～16:30 甲賀地区
2. 会場：南部地区 ライズヴィル都賀山（守山市）5階 ロータスの間
甲賀地区 滋賀県甲賀合同庁舎 4階 4A会議室
3. 共催：滋賀県南部環境事務所、滋賀県甲賀環境事務所、湖南・甲賀環境協会
4. 参加者数：南部地区 61名（会員40名、会員外17名、行政4名、）
甲賀地区 64名（会員31名、会員外22名、行政11名）



南部会場（11月12日）



甲賀会場（11月13日）

【研修内容】

- ・①土壌汚染対策法の概要について
講師：滋賀県南部環境事務所 主任技師 大橋 和也氏
- ・②改正土壌汚染対策法の施行に伴う留意点について
講師：栗田工業（株）大阪支社
主任技師 鈴木 義彦氏



進行の松野研修部会長（南部会場）



進行の蔭山研修部会長（甲賀会場）

井上会長の挨拶（南部会場）



今年度も皆様のご協力を頂きまして、予定通り沢山の事業活動を展開してくることができています。先週 11 月 5 日には、草津市のパナソニック(株)アプライアンス社様におきまして、環境トップセミナーを開催致しました。

このトップセミナーですが、各企業のトップの方、社長様、事業場の工場長様、工場幹部の方々に主にご出席頂きました。環境活動には皆様ご苦労されている事と思います。大きくは地球環境保全、世界的な異常気象やオゾン層の破壊、そのような本当に大きな取組から、本日の講義で行います法改正への取組、こういった中で、やはり工場・企業

のトップの皆様のご理解、ご支援、そして熱意や思いなどをしっかり持って活動していきたいということで、トップセミナーを毎回実施させて頂いております。

この 5 日の日も、パナソニック(株)アプライアンス社様より非常に素晴らしいご報告を頂きました。

まず SDGs を中心とした環境事業活動、環境に配慮したモノづくり、製品づくり、そして環境に配慮した工程づくり等、大変参考になるご報告を頂きました。その後生物多様性という所で、敷地の近隣に「共生の森」という多様な動植物が共に暮らす、非常に大きな森を作られているものをご案内頂きました。その後、実は構内に水素を燃料としたフォークリフトが走っているということで、燃料の水素を作る水素ステーションを見学させて頂きました。水素は使用後水に戻りますので、本当に環境に配慮されたエコな活動です。また地域の社会貢献として、小・中・高校生を招いて、様々な環境教育として、パナソニック(株)アプライアンス社様の製品紹介や、事業の考え方などの勉強会や教育をされているとのことです。そういった様々のご報告を頂きました。本当に皆様興味深く聞かれていて、とても良いトップセミナーとなったのではないかと思います。

参加された方々が会社に戻られて、我が社でもこんな取組をしよう等、お話をされているかもしれません。是非、今こんな活動をしている、これから新たにこういう活動をしよう、といったことや、地域貢献としてこんな活動をしているよ、というようなことがございましたら、是非このような研修会等でご報告等して頂ければと思います。そしてそのような活動を参考にしながら、当協会の研修会等を使ってどんどん輪を広げていって、環境活動が会員企業様を通じて広がっていくとありがたいなと思いますので、トップセミナーに参加された企業様がおられましたら、是非戻られたらお話を聞いて頂いて、いろんな環境活動を更に盛り上げていきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

本日のテーマは土壌汚染対策法です。非常に皆様興味深いテーマということと、改正された時にどのように対策するかという難しさ、この 2 点からテーマとして選ばせて頂きました。一部二部でご講演頂きます。非常に参考になるお話かと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

【講演の一部を紹介させていただきます】

① 土壌汚染対策法の概要について

滋賀県南部環境事務所 主任技師 大橋 和也氏に講演いただきました。



土壌汚染対策法の概要と滋賀県公害防止条例から、工場・事業場において留意すべきことを中心に法・条例の改正内容を含め説明いただきました。たとえば、ただし書確認を受けている土地の一部、工場敷地のはしっこなどを切り売りして、その土地が道路なり住宅になる場合は、その部分についてただし書確認の効果が切れますので、調査義務が発生することです。工事期間中にそれが発覚したなら、調査のために工事を一時中断するといった事態に発展する可能性もあり、問題がさらに大きくなる可能性があるとのことで、情報提供について気をつけなくてはならないところです。

② 改正土壌汚染対策法施行に伴う留意点について

栗田工業（株）大阪支社 グループ生産本部

生産部門 設計三部 調査課

主任技師 鈴木 義彦氏に講演いただきました。



水処理のスペシャリストとしてのノウハウを生かし、土壌・地下水汚染の調査から浄化・活用で先進的な土壌汚染対策について取組みをされている栗田工業(株)様に、改正土壌汚染対策法施行に伴う留意点について、土壌汚染対策法施行の内容と経緯について又、改正土壌汚染対策法の概要と留意すべき内容を詳細に説明いただきました。土壌汚染対策法は資料も多く、難しいとされてきましたが、ポイントをまとめていただき、企業として改正に伴い今実施すべき事項の提案があり、特定有害物質の使用履歴調査（地歴調査）又、敷地全域の地下水流向の把握など土壌汚染対策処理をスムーズに進めていくための説明をいただきました。

【最後のご挨拶】

滋賀県南部環境事務所 西村主幹



土壌汚染状況調査の契機はあまり頻繁にはありませんが、土地の形質変更の規模が大きい場合（例えば大きな建物の新築・改築といった、工期を絶対動かせない様な大きな事業）等は必ず行うことになります。皆様の事業所で現在有害物質を使用されている、また過去に使用されていたことがはっきりしていれば、調査が必要であると予想がつきますが、土壌汚染状況調査は、様々なプロセスを経て完成させるため、時間がかかります。また調査の結果汚染が見つかり、区域の指定や汚染の除去を含めた対策となると、予定していた事業がスケジュール通り進まない、コストもかかってしまう、ということになります。

上記のことから、事前の準備はとても重要になります。スケジュールには十分余裕を持ってご計画頂き、ある程度スケジュールや計画が決まったら、事前にご相談頂ければと思います。

実際のところ、滋賀県でも毎年のように土壌汚染の区域指定がされています。土壌汚染が見つかって区域指定されるという事は、全く珍しい話ではないということも、今回覚えて帰って頂けたらと思います。

本日は環境担当の方々にご参加頂いているかと思いますが、違う部課の方々にも関係する内容でもあるかと思うので、社内へ持ち帰って頂き、今回の研修の成果を共有し、活かして頂きたいと思います。

内容で各事業所様に該当する部分についてはもう一度、コンプライアンスの問題、環境配慮の問題等も考えて頂きながら、皆様のお役に立てて頂ければと思っております。本日はありがとうございました。

滋賀県甲賀環境事務所 小西所長



・今回土壌汚染という非常に絞ったテーマで研修会を行いました。なぜそうしたかという、例えば工場であれば 900 平米以上と、今回の改正で調査をする契機が増えています。今まで必要なかったところも必要になっているというところと向き合ってもらえないといけません。

土壌汚染対策法は非常に資料も多く難しいです。以前は指定区域と呼んでいたものが、改正により要措置区域と、形質変更時要届出区域となりました。要措置区域は、主に汚染のある箇所からの距離等、一定の基準が定められています。形質変更時要届出区域が定められたことによって、例えば汚染のある地下水の経路を断れば、形質変更時のみ届出をすれば良い等、無駄な掘削等をしなくてよくなり、工場の工事計画等が出始めた時点から、調査のことも計画して頂くのとスムーズに計画を進めていくことができるようになりました。

本日の研修会のような機会も活用して頂ければと思います。行政と企業がこのような形で上手くお付き合いできている例は全国的に見ても非常に珍しく、環境省も注目しているような仕組みになっています。まだ会員ではない方も是非とも仲間入りをして頂いて、自社の管理、土壌対策汚染法については、将

来的に効率よく無駄のないようにできるように、ご検討頂けたらと思います。

資料は自社に戻られて、見直したり共有したり、「この内容は何だろう」というようなきっかけに使って頂き、指定調査機関或いは行政と上手く相談頂き、法令遵守しながら今後の対応をして頂けたらと思います。本日は大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

以上